

6, 在日の法的地位

1) 文書番号 565,p3 が、これらの中には偏向した民族教育を実施しているところのものが指摘されている。

P7 「次頁以下 12 頁不開示」が開示

神奈川県、愛知県、兵庫県、大阪府、岡山県、
福岡県における朝鮮人子弟を対象とする公立
分校〔特設学級〕の現状

目 次	
一 総論	一 教育目標・教育方針
二 対象公立分校及び特設学級	二 学習指導要領と教育内容
1 公立分校	三 教科書
① 北鮮系分校	四 授業時間数と担任
② 岡山県分校	五 研修
2 特設学級	六 祝祭日
三 各府県別朝鮮人教師	四 朝鮮側からの要望
四 分校管理について	五 加題点
一 学校の学理	
1 朝鮮人教師の任免	
2 学校の管理権	
3 「全日成將軍」の肖像	
4 校名の二枚看板	
5 宿日直	
6 職員会費	
7 卒業の認定と卒業式	
8 給与	
二 教育内容について	

① 結論

ここ数年北朝鮮側の活動が活発化し、既に神奈川県分校の如きは、完全に北朝鮮系教育会の支配に陥し、今や反米、反日の民族教育を公然と行なうに至っている。即ち、北鮮教育会は朝鮮人校長、教務主任を一方的に任命配量し、その他多くの朝鮮人教師のみならず、兼愛朝鮮人教師についても、一方的に任命し、日本行政当局はこれを事後承認するという状態であり、日本人教師は、お雇い日本語講師といった立場で、これに伏している。

教育基本法、学校教育法、学費指導要領など、これを無視するは勿論であり、教科書は北朝鮮指導下の編集によるものを使用し、日本人教師は日本語を各学年3時間の授業を行なうのみで、他はすべて朝鮮語による朝鮮人教師の授業である。その徹底ぶりは全く想像に絶する状態である。愛知県、兵庫県は以上神奈川県に次ぐものといえども、このまま放置するときには北朝鮮側の活動の現状からして、漸次神奈川県に類することも容易に想像されるところである。

対象公立分校及び特設学級

1 公立分校 計 18校

① 北鮮系分校 計 16校

	日本校名	朝鮮校名
0 神奈川県	横浜市立青木小学校沢渡分校 (5校)	横浜朝鮮初級学校 鶴見
	下野小学校小野分校	
	川崎市立坂本小学校坂本分校	川崎
	高津 高津分校	川崎南部
	横須賀市立神助 神助分校	横須賀
0 愛知県	名古屋市立大和小学校 (3校)	愛知朝鮮分二初級学校 分二 分三
	敬野	
	西薬地	
0 兵庫県	尼崎市立大庄小学校 (8校)	尼崎大庄朝鮮初級学校 大庄
	大島	
	大島分校	
	立花分校	立花
	武庫分校	武庫
	園田分校	園田
	伊丹市立神楽小学校 桑津分校	伊丹朝鮮
	明石市立林 船上分校	明石朝鮮
	高砂市立高砂 木曾分校	高砂朝鮮

② 岡山県分校 (2校)

倉敷市立遠島中学校分校

朝鮮人の師配量なく、朝鮮人のみを対象としているが日本の教科書を行なっていて完全に日本側の管理下にある

小学校分校

2 特設学級 (25校)

0 神奈川県

なし

0 愛知県 (7校)

岡崎市立石小学校

立井
梅園
井田

名古屋市立白水

豊田市立高嶺

宝飯郡小坂井町立

小坂井東小学校

0 兵庫県 (2校)

伊丹市立北中学校

三木市立志染小学校

0 大阪府 (9校)

大阪市立北中道小学校

北鶴橋

中川

小碓

矢田

池田市立池田小学校

堺市立小林寺小学校

泉大津市立

守口市立才二中学校

布施市立布施サセ七小学校

0 岡山県

なし

0 福岡県 (6校)

北九州市立小森江東小学校

足立 (北系)

豊船 (北系)

若松 (南系)

八生 (北系)

戸畑 (南系)

三 各府県別朝鮮人教師

	公立分校数	特設学級数	朝鮮人教師		
			専任	非常勤	合計
神奈川県	5	-	9人	52人	61人
愛知県	3	7	25人	8人	33人
兵庫県	8	2	18人	28人	46人
大阪府	-	10	11人	-	11人
岡山県	2	-	-	-	-
福岡県	-	6	6人	-	6人
計	18	25	69人	88人	157人

□ 学校管理について

神奈川県、愛知県分校の学校管理権は、名実共に完全に朝鮮側に掌握されているというべきであつて、兵庫県においては、やや日本側の管理権が残つていて、神奈川県、愛知県の状態に移行する前段階にある。

一、学校の管理

1. 朝鮮人教師の任免

各分校には在日本朝鮮人教育会（東京都、九段）の各地方支部にあたる各県教育会にて一方的に任命された校長及び教務主任（新頭）を配備し、彼等をして実質上の学校管理を行なわせている。

	分校数	特設学級数	朝鮮人教師		
			原費	新設会費	合計
神奈川県	5	—	9人	52人	61人
愛知県	3	7	25人	8人	33人
兵庫県	8	2	18人	28人	46人
計	16	9	52人	88人	140人

以上の88人の新設会費教師は朝鮮連教育会の一方的任免にかざされ、昇格降格にあつても、新設会の一方的選任に委ねられ、行政当局は事後承認の形にすぎない状況にある。

特設学級にあつても、新設に欠員が生じた場合には、その都度南

部連配下)が交替をきたり、宿日直手当は正式に受け取つている。

なお、宿直は午前2時に在日本朝鮮人教育会本部に報告を行なう義務を課せられ、殆んど終夜勤務の実態である。

愛知県でも宿直は朝鮮側で実施し、女子校では2名/校で当る。日直は夏休みに限つて日本人教師が義務的に参加する。

兵庫県では、日朝両方に当る。

6. 職員会議

神奈川県では日系及び朝鮮系教員合同の職員会議は行なわれず、分校主事は単に連絡事項を伝達する程度で、学校運営管理についての重要事項は、朝鮮系教員の間のみにおいて話合われる。

愛知県では

- (1) 毎週の木曜日で司会者は学年級である
- (2) 議題は司会者まで提出することになつている。
- (3) 今までには随分議論されて日、朝間に対立していたが最近日朝両会を多く傾向にある。省いて即日朝礼に一方的におしつけ勝である。
- (4) 重要事項は朝鮮側のみで話合ひ。

兵庫県では

日、朝間対立することがしばしばであるが、日朝間の合同の

朝鮮側よりのポスト争が起る。

2. 学校の管理権

神奈川県分校にあつては、本校校長は年間1〜2回視察、運動会、卒業式などに分校を来訪するにすぎず、その際も来賓の資格であり、行政当局及び校長の指導監督など、全く行なわれず、完全に朝鮮側独走の状況にある。

この完全独走の神奈川県に次ぎその一歩手前まできているものが愛知県であり、辛うじて日本側の存在の認められているのが兵庫県である。

3. 「金日成將軍」の肖像

神奈川県、愛知県、兵庫県分校はすべて即当派、及び校長に「金日成將軍」の肖像をかかっている。

4. 校名の二枚看板

以上の分校は前述の如く何れも日本校名と朝鮮校名を使用し、神奈川県分校では日本校名の門標を一方的に取はずしている。

5. 宿日直

神奈川県分校では「おれたちのものだ」と公言している通り、宿日直勤務については、「学校防衛」のため日系教員をあたらせなかつたが、これは朝鮮系教員と朝鮮人父兄（親

友会等)がもたれている。しかし最後の決断は朝鮮人校長の権限にある。

7. 卒業の認定と卒業式

神奈川県では

卒業証書は、日本側と朝鮮側の2種が授与される。しかし日本側証書は一括して授与せられ、学校責任が保障するので、特別の場合を除いては、1人/人の児童には渡らない。卒業式は日本側と朝鮮側の2回、時間をずらすか、前後日に分けて行なわれ、朝鮮側卒業式には、本校校長ならびに分校主事は来賓として出席する。

卒業式当日は講堂正面に金日成の肖像を中心にして、肖像の両側に4本づつの北朝鮮国旗をかざり、朝鮮の歌（金日成將軍をたたえる歌）をうたい荘重裡に児童1人/人に卒業証書を手渡す。

愛知県では

漸次認定会議をおろそかにし、朝鮮側の受賞にのみ全力を傾倒している。卒業式は神奈川県とはほぼ同様であるが、日、朝別々に行なうものが約半数である。

兵庫県では

校長の認定により、日本式に行なり。

8 給与

専任負担朝鮮人教員の給与はすべて朝鮮側に供出し、朝鮮側給与基準によつて再配分される。

日 教育内容について

一 教育目標・教育方針

イ 在日本朝鮮人教育会本部（東京九段に在り）の指令にもとづき、各分校の教室の正面に「今日の教育者たちは、その仕事をふつりの職業と同じように考えてはならない。それを革命事業の出発点としなければならない」という金日成の教育者に対する訓示を額に入れて掲示し、また各教室には金日成の肖像と北朝鮮国旗をかかげ、「民族教育」を推進し、革命の斗士を養成することをその教育方針としている。

ロ 愛知県

○ 牧野分校

日本側は、本校の教育目標、教育方針を尊重しようとしているが朝鮮側は、もうかつて反対して従わない。

朝鮮側は、下記のような教育目標・教育方針をもつて教育しているように思われる。

社会主義的愛国主義的業をたかめ共和国公民としての誇りをも

○ 共産主義による北南統一をめざして思想の統一と団結の強化。

○ 反米思想の注入

○ 日本人学校通学児童に対する勧誘運動の強化。

○ 漢字学力の向上と朝鮮語の常用。

二 学習指導要領と教育内容

文部省の「指導要領」「指導書」等は、はじめから一切これを無視して、すべて北朝鮮の教育課程に準拠している。県教委、地教委の教育内容に関する指導助言は全く行なわれず、在日本朝鮮人教育会及び地方教育会から巡回する「視学」の監督指導を受けている。

○ 「社会」テスト問題のノ例をあげれば次のようである。

(四年生問題)

1. 2月3日 及び 2月28日は何の日か。・金日成元帥に対して大切なことを記せ、又祖国に対しての対策をかけ。・総連は何をする組織か。総連の正式名称・代表者と、委員長をかけ。

2. 南半部の友達とどんな生活をしているか。私達はどうしたらよいのか。

3. 私達はなぜに不完全な学習をしているか。学校は私達に対してどうなにかするようにしているか。

4. 少年団幹部の成績をとめてみる。

5. 掲示物は北朝鮮の業を現わすものが多い。

つて、社会主義祖国と金日成元帥を深く愛し科学的知識を持ち、祖国と人民のために働くたのもしくない手となるようにすることが主目標である。

在日本朝鮮人にあつては祖国の平和団結と民族権利のためにたまたか愛国者になること。そのため民族的主体性を確立すること。つまり民族権利を強化し、民族的誇りをもつて共和国の青少年らしく生活するように教育する。

ロ 西築地分校

(1) 日本側

本校の教育目標、教育方針を基本線とし、尙朝鮮人子弟という特殊事情も加味した、目標、方針に従つて教育の実践に努力しているが、現実としては非常に目的達成が困難である。

(2) 朝鮮側

教育目標、教育方針についての資料なきため、明確なことは述べられないが日常の言動、行なからつぎのようなことが目標として掲げられていると推測される。

○ 朝鮮の歴史を通して、朝鮮人としての自覚を強め、日本の退去および現在の政策に対する反発。

○ 愛国主義思想の昂揚と金日成將軍への尊敬。

三 教科書

北鮮の初級学校で使用されている教科書を基にして在日朝鮮教育会本部で編集し、「学友書房」で発行した朝鮮語で書かれた教科書を、すべての分校で統一採択している。ただし、「日語（日本語）」の教科書にかぎり、とくに「教育出版」発行の国語教科書を採択するよう指令しているが、内容は厳重に検閲して、実話等をほがき使用している模様である。

愛知県でも上述の通りであるが、図書室の蔵書は朝鮮語の図書のみである。

四 授業時間数と担任

○ 神奈川県

学年別国語（朝鮮語）及び日語（日本語）の週授業時数

学年	1	2	3	4	5	6
「国語」の時数 （朝鮮語）	9	10	11	11	10	11
「日語」の時数 （日本語）	3	3	3	3	3	3

日本人教師の日本語による授業は各学年共備か3時間のみであつて、他のすべての教科は朝鮮語で朝鮮人教師によつて行なわれ、恰も日本の公立学校であつて、しかも朝鮮学校に外人講師の日本人が働いているといった状態である。

○ 愛知県

愛知県にあつても次第に神奈川県の状態に移る傾向を示し日本語、朝鮮語別、教科別週授業時数は次の通りである。

日本側教師の週担当時間数の移行

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
時間数	18	18	18	18	16	16	16	16	16	16	12	8	8	7	7	7	7

以上のように日本人教師の週担当時間数は逐年減少し、昭和37年度からは僅か日語、音楽、図工、体育で合計7時間にすぎない。

他はすべて朝鮮語で行なわれ、学校内の日常語も朝鮮語を強調している。

○ 兵庫県

木曾分校 { 日本語による授業時数 20時間
朝鮮語 16時間

桑津分校 日・朝 半々

守部分校 朝鮮語による授業がやや多い

大庄分校 均半々

志染特設学校 週33時間のうち9時間を正規の授業時間中にとつて、朝鮮語、朝鮮歴史を教えている。

五 研修

朝鮮人教師間には、とくに「学習」と称して、ほとんど毎日午後8時ごろまで革命思想の研修が義務づけられているが、時には午後10時すぎになり、また泊りこみの場合もあるという。その間、学校運営の基本的事項に関する秘密の打合せも行われる模様である。

○ 愛知県

日本側の教科別、学年別週時数

教科	学年					
	1	2	3	4	5	6
日語	3	3	3	3	3	3
音楽	1	1	1	1	1	1
図工	2	2	2	2	2	2
体育	1	1	1	1	1	1
計	7	7	7	7	7	7

朝鮮側の教科別、学年別週時数

教科	学年					
	1	2	3	4	5	6
朝鮮語 (書写)(作文)	10 (書1)	10 (書1)	11 (書1) (作1)	9 (書1) (作1)	8 (作1)	8 (作1)
社会	1	1	1	1	1	1
算数 (珠算)	4	5	6	7 (1)	7 (1)	7 (1)
自然				3	3	3
地理					2	2
歴史					2	2
音楽	1	1	1	1	1	1
体育	1	1	1	1	1	1
クラブ				1	1	1
計	17	18	20	23	26	26

在日本朝鮮、神奈川県教育会は、昭和35年、36年ころまでしきりに「在日朝鮮人子弟に対する民主民族教育を正式に認めよ」との要請をくりかえしていたが、現在では、「民主民族教育を行うことは、接収当時すでに認められたことであり、」それを偏向教育として取締らうとするのは「内政干渉」であると公言するようになっていふ。

その他府県においても、北鮮系教師は、北鮮系自主学校での学習に参加指導を受けている。

なお、朝鮮大学及び地方において、順次長期、短期の講習、再教育を受ける。

六 祝祭日、行事

日本の祝祭日はこれを認めないで、普通授業を行う。北鮮の祝祭日は下記の通りであるが、その中3日位を休業とし、その他は少年団活動を行つたり思想教育を行う。

国旗掲揚台は何れの分校にもあるが、日本国旗の掲揚は勿論行なわれず、北鮮国旗を掲揚する。

年間の祝祭日、行事

2月 8日	人民軍創建記念日
3月 1日	3.1革命記念日
4月 24日	阪神教育事件記念日
5月 1日	メーデー
6月 10日	万才事件記念日
8月 15日	祖国解放記念日
9月 1日	関東大震災追悼記念日
9月 9日	祖国創建記念日
10月 19日	学校閉鎖記念日
11月 3日	光州学生事件記念日

その他

あらゆる時機掲揚をえらんで

祖国平和統一

米軍の南半部撤退

在日朝鮮人の祖国への自由往来

を強調している。

〔四〕 朝鮮側からの要望

- イ、在日朝鮮人子弟に対する民主民族教育を正式に認めること。
- ロ、同時に、そのための必要な定員の増加及び費用を保障すること。
- ハ、民主民族教育を認めることを前提とし、学校運営に対する援助金として従来分枝並びに民族学校に支出されている援助金を向う10年間継続すること（昭36210提出）
- ニ、接收施設の返還
- ホ、老朽校舎の改築、講堂の新築
- ヘ、給食の開始
- ト、一般事務費（公費）の増額
- チ、愛知県分枝の独立とこれに伴う法人各級学校の認可

〔五〕 問題点

イ、神奈川県

神奈川県における学校管理運営は、前述の通り完全に朝鮮側にあつて、全く独立自主朝鮮学校の状態を呈し、今後これを問題とするには余りにおろかなことであるといふべきである。

ロ、愛知県

① 基本面

- 日本側は名古屋市教育委員会管理下のもとに運営しようとするが、朝鮮側は朝鮮総連管理下の朝鮮学校として運営しようとするので、激しく対立している。

校長の管理指導は困難である。

逆に、朝鮮側が日本教員を管理指導しようとする意図がみられる。

④ 生活指導面

- 朝鮮語の常用を強要し、教師によつては子どもが、日本教師に接することを極力さげさせる。時には、日本教師との話し合いの最中呼びよせる。（朝鮮語で）現実の問題として、日本教師による生活指導の効果はなかなか困難である。
- 思想教育をするためか高学年にあつては、日本教師に対して、素直でない行動をとることもある。
- 朝鮮校長が入学式、始業式当日、過去の日本の政策を非難したり、高学年児童に日本教師はスパイだとも言っている事実もある。
- 生活指導面について、朝鮮側教師は、当方から見れば、半ば放任状態に近いとしか見られない。

⑤ 児童面

- 日本側教員に対して児童は異民族感をもち、これと接する時間が少ないことなどによつて児童との結びつきが弱く、日本側教員の児童掌握は弱くなりつつある。日本側教員の学習時間など児童は解放感をいっているようで差れ物などがめだつほどである。
- 朝鮮側教員と児童は同一民族による信頼感と民族教育により結びつきはかたく朝鮮側教員の掌握は強い。
- 児童は日本側教員にあまり話しかけようとせず、た

- 日本側教員となつた起源につき、朝鮮側は朝鮮学校を強制的に名古屋市教育委員会の管理下としたと主張、常に民族教育を強要し、特に帰国開始後は民族教育の必要性を強調して総連組織を動員し、一方的な団体交渉に出るようになり、漸次日本学校の分枝場としての主体性が無視される傾向にある。

② 学習面

- 日本側教師の担当教科および時数が次第に減少してきたこと。
- 日本側教師の指導に対しては、とくに学習意欲を欠き、教科書、提出課題を忘れる者が非常に多い。
- 日本側教師の指導時間は、子ども自身が、解放感にあるように受取れる。学習時、無駄口多く、指導がたいへん行ないにくい。とくに高学年にこの傾向が甚だしい。
- 日本側教師担当教科の指示を好まない。

③ 教員面

- 日本側教員は日本側学校長の管理指導がゆきとどいているが、日本側教員は朝鮮側教員との民族の違いから生ずる考え方や立場の相違から生ずる意見対立が多いこと、又朝鮮語不明による不安など精神的刺激苦痛が多いことを訴えている。
- 朝鮮側教員は、朝鮮側校長の管理指導はゆきとどいているようであるが、基本的な考え方の相違から日本側教員であるという立場に立つての日本側学

ずねても勝ろうとしないことが多い。

- 児童の無断転出入があり、日本側は児童数確保に苦慮する。

⑥ 行事面

- 教育委員会の規定、指示通り実施されない行事もある。
- 校内で計画、立案されても、それが組織からの指示もあるためか、変更を余儀なくされる場合もある。
- 突発的に（当日、あるいは前日）申出実施される行事もある。この点については、計画的に欠けるのか、組織からくるものか、それとも、直面するまで当方に知らせないのか、そのいずれかはわからないが、極めて困つたことである。

⑦ 施設面その他

- 建物の所有権が朝鮮側にあることを強く主張して名古屋市教育委員会の管理下にあることを無視して認可届出を怠つて朝鮮人集會に使用することがある。
- 朝鮮側は直接名古屋市教育委員会に出かけ要求交渉を行なうこともある。

ハ、兵庫県

日本人教師は既に朝鮮人校長に迎合する以外に学校運営の道がないという状況になつていて、その点で愛知県のように事毎にはげしく対立する状況ではないが、却つて急速に北鮮系完全支配の域に突入する危険性があるといふべきである。

明 現在北鮮系団体たる朝鮮総連によつて組織され、指導されつつあるいわゆる民族教育については、わが国の教育主権を侵し、またわが国の安寧秩序のうえから看過し得ないものがあり、これについての対策は別途とらるべきであることはいうまでもないが、

かれらは日韓会談の締結によりかれらの民族教育への弾圧を予想し、日韓会談により日本が北鮮人を弾圧するかのとき被害妄想にとらわれ、そのような宣伝を内外において行なうおそれもある。

2)文書番号 718, p15 「次頁以下 10 頁不開示」が開示

(注 1) 法的地位に関する協定においては

「在日韓人」の定義はおかれ~~ない~~見込
であるが、「太平洋戦争の戦闘の終止
の日以前から引続き日本国に居住する
韓国人(平和条約発効の日までに生れ

たその子を含む)で韓国籍を証明する
文書を提出するもの」に対して永住許
可を与える方針となっており、事実上
それが「在日韓人」の定義に相当する。
この範囲は實際上韓国在日代表部の証
明により決定されるから、厳密には在
日朝鮮人をすべてカバーするわけでは
ないが、理論上は立法手続の問題にす
ぎないと考えられる。(在日韓人の問
題については後述 2 参照。)

(注 2) 平和条約第 4 条(a)項に規定する「住

民」は、平和条約発効時現在における
「住民」と解するのが条約解釈の原則
上は自然と考えられる。

このように解する場合、同条に規定

する「住民」の範囲と、上記「在日韓
人を除くすべての韓国人」の範囲は、
理論的には一致しない可能性がある。
しかし、実質的にはその差は無視しう
る程度のものであると思われる。

2. 在日韓人の問題

(1) 1(1)に規定する在日韓人の除外は、平和条約第4条(a)項の解釈(「第2条地域の住民の財産及び請求権」の処理を特別取極の主題とする)上当然と考えられる。(勿論第4条(a)項上わが国が義務づけられている対象範囲をこえる取極を行なうことは可能である。)したがつてこの点は要綱6のみならず1~5についても問題となる。その場合、検討を要するcomplicationsを摘記すれば次のとおり。

(1) 要綱1: 地金銀関係はなし

(2) 要綱2: 通信局関係の郵貯簡險の中、朝鮮通信局受付の分は支払いに応じていない。逆に韓国側請求中には含まれてい

る。

(イ) 要綱 4 : 残余財産分配分は在日韓人に対しても支払われていない。(時効との関連は不明)

(ロ) 要綱 5 の (1) : 記名有償証券の支払いは行っていないと思われる。株主権についても検討を要する。

(ハ) 要綱 5 の (2) : 日本系通貨はなし。

(ニ) 要綱 5 の (3) : 徴用者未収金はなし。

(ホ) 要綱 5 の (4) : 補償金は *ex gratia* 支払いであるから当然には在日韓人には均霑しない。

(ヘ) 要綱 5 の (5) : 在日韓人に対する恩給は恩給法の実定的規定適用がさけがたいから、(1) 軍人恩給 (復活が昭和 28 年) (2)

未裁定分については支払いの根拠なく、
(3)その他既裁定分については、平和条約
発効時打切りとならざるをえない。

引揚者受取金関係はなし

(1) 要綱 5 の (6) : 生命保険については日本
を契約地、支払地とするものには支払い
に応じているが、朝鮮における契約分は
支払いに応じていないものと思われる。

(2) 要綱 6 : 以上 (1) ~ (11) に含まれない私人
間請求権については、日本人間請求権と
全く同様であつて、時効停止その他特別
措置を講ずる必要は全く存在しないと考
えられる。したがつて、請求権協定上は
もとより、わが国内法上も何ら特別の手
当をする必要はない。

日韓会談抗議デモ関係情報

三六、一一、九
入国管理局総務課

十一月八日午後六時十分から、日比谷公園野外音楽堂において日韓会談粉碎国民集會が開催された。この集會は日韓会談対策連絡會議の主催で約二千三百名位が参加している。

まず朝總連李季白が大要次のような挨拶を行なつた。

日韓会談が開閉され、米國ラスク長官が池田首相と会い、南鮮において朴議長と會談を行なつたといふことは、日本、台湾、韓國間の軍事同盟を締結する目的であり、日韓会談はその目的のためには結ばれるものである。独立と平和を求め日朝兩國國民は断固としてこれに反対しなければならぬ。

次いで日朝協會青山良道、亀田得治、日ソ協會高橋某、平和委平野義太郎から同じく次のような挨拶があつた。

不安定な朴政權と取引するのは好ましくない。韓國人は南北統一のため戦うべきであり、日本国民は韓國軍事フアッションと會談を持つことは反対しなればならない。

四 青山良道から決議文の朗読があり、採択された。

（日韓會談反対）

四 十一月十日以降各職場で職場単位の抗議集會を持とり

四 十二月月上旬再びこのような國民集會を持とり

四 十一月十二日池田首相、朴正熙議長あて抗議電報を打つ

五 午後七時三十分からデモ行進を行ない、一、六〇〇名位が参加し

た。

六 十一月十日以降における抗議集會ならびに十一月十二日における池田、朴會談当日果して実力行動に出るかどうか現在のところはつきりしない。

（東京入管電話）

(その他)

十一月七日付の「夕」記事は、十一月八日午後六時から日比谷野外音楽堂で、日韓会談対策連絡会議の開催の準備として「日韓会談粉砕の全国的統一行動」の第一歩である、と報じている。

日韓会談の韓国側代表鄭一永（外務長官諮問委員）ならびに李昌熙（外務部参事官）は、昨日十八時二十五分羽田着のノースウエスト航空機で入国した。

◎ 日韓会談対策連絡協議会幹部 14.5名は 10日午後1時15分から12時までの間に日比谷公園の大空の法義と接して外務部は抗議関係者との政治的交渉の交渉せしむる趣旨から通報

P1

10日朝 警視庁警備課よりの本件に関する電話連絡次のとおり。

P2

10日正午警察庁川島外事課長より本件に関する次のとおり電話連絡越した。

P3

10日午後8時半警察庁外事課大町署親よりの連絡次のとおり。

P4 36.11.11 11月11日

p4「次頁以下 20 頁不開示」が開示

部外秘
取扱注意

外事連絡函(号外)

36. 11. 9

巻 第 第

韓国国家再建最高会議朴正熙議長の来日に
伴う関係情報 (第2報)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

外事連絡函(号外) 部外秘

取扱注意

巻 第 第

36. 11. 8

韓国国家再建最高会議朴正熙議長の
来日に伴う関係情報 (第1報)

秘密指定解除

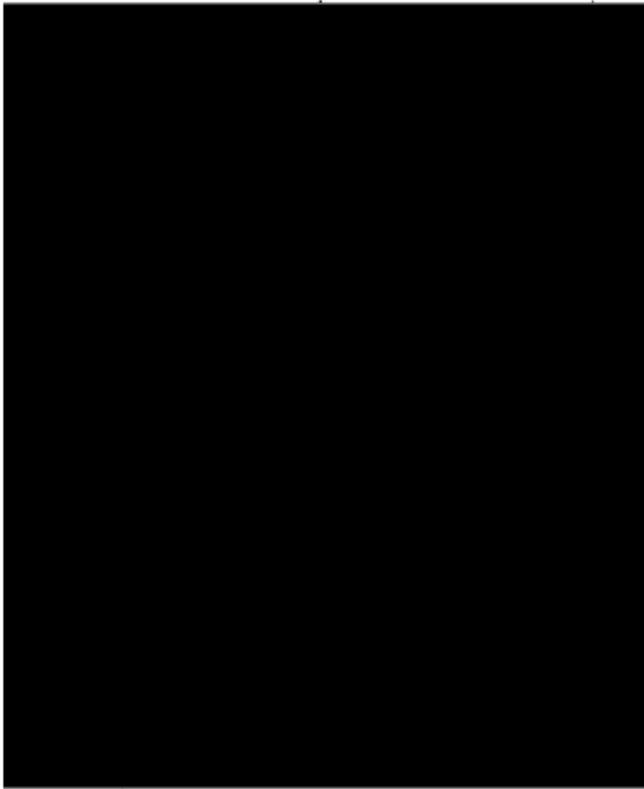
次頁以下 3頁 不開示

次頁以下 2頁 不開示

部外秘
取扱注意
外事課機内(号外)

36.11.9
警備局

韓国国家再建最高会議朴正熙議長の来日
に伴う関係書報 (第3報)

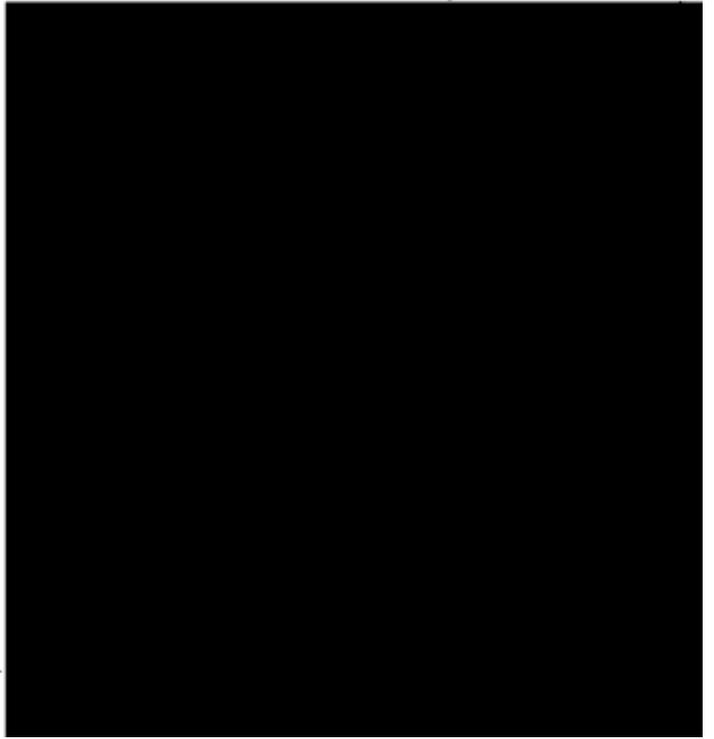


部外秘
取扱注意
外事課機内(号外)

外事課機内(号外)

36.11.10
警備局

韓国国家再建最高会議朴正熙議長の来日に伴う関係
情報 (第4報)



部外秘
取扱注意

外事連絡丙(号外)

36. 11. 10.
警備局

韓国国家再建最高公使朴正熙氏長の
来日に伴う関係情報 (第5報)

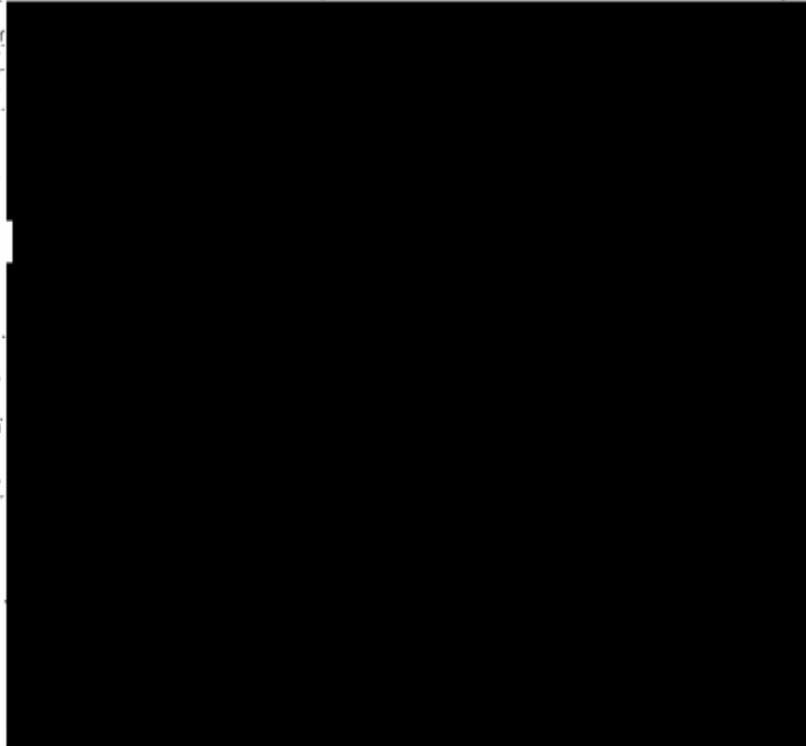
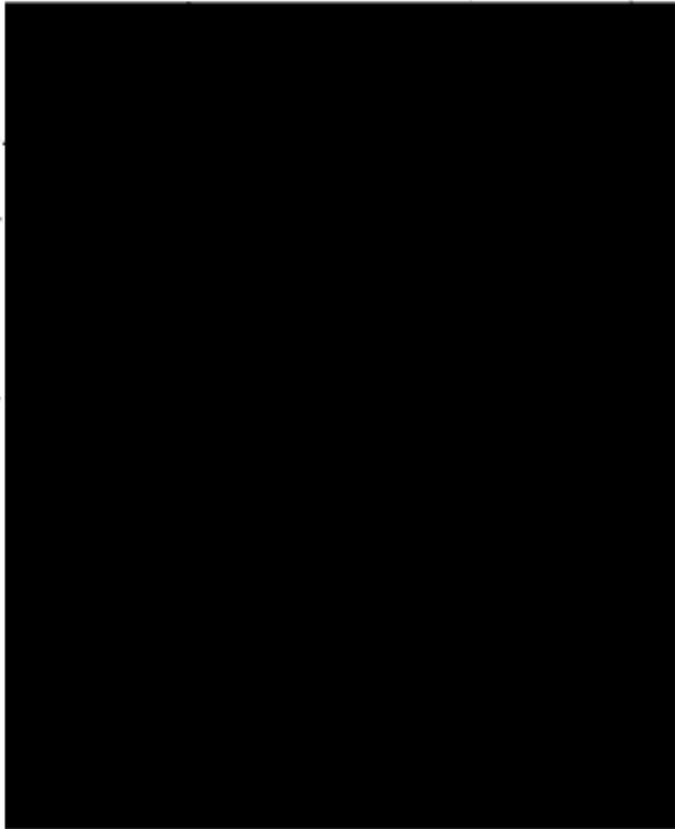
秘密指定解除

取扱注意

部外秘、取扱注意
外事連絡丙(号外)

36. 11. 11.
(午前8時現在)
警備局

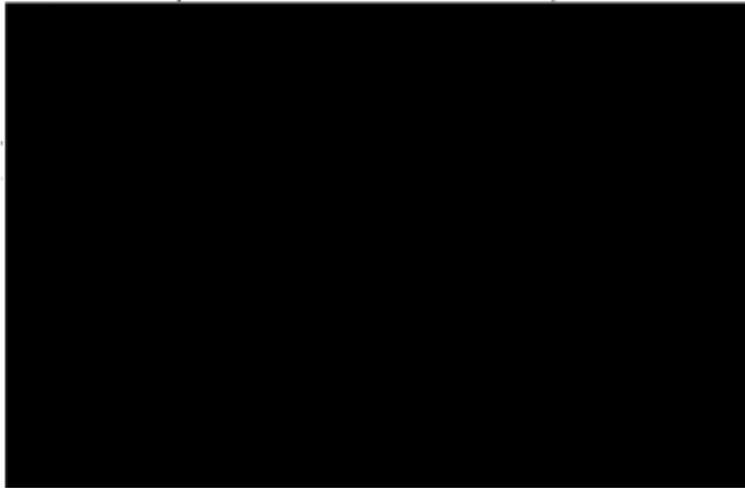
韓国朴議長の来日に伴う関係情報(第9報)



部外秘、取扱注意
速報

36.11.11
(9.00 現在)
警備局、保安局

韓国朴議長の来日に伴う
関係情報 (第11報)



部外秘、取扱注意
速報

36.11.11
(9.30 現在)

警備局、保安局

韓国朴議長の来日に伴う関係情報(第12報)



部外秘、取扱注意
速報

36.11.11
(9.00 現在)
警備局、保安局

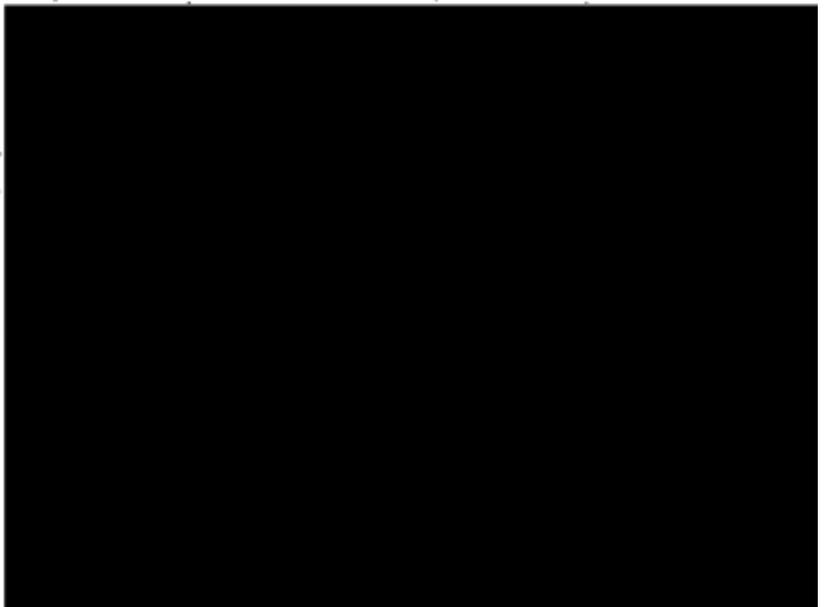
韓国朴議長の来日に伴う
関係情報 (第10報)

部外秘、取扱注意
速報

36.11.11
(午すぎ時現在)

警備局、保安局

韓国朴議長の来日に伴う関係情報(第10報)

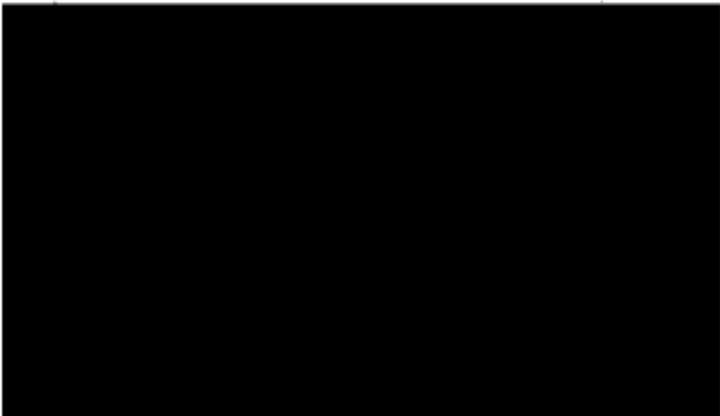


郵外秘 取扱注意
送 報

36. 11. 11
(9.30 現在)

警備局 保安局

韓国朴武長の来日に伴う関係情報(第12報)



郵外秘 取扱注意
送 報

36. 11. 11
(10.00 現在)

警備局 保安局

韓国朴武長来日に伴う関係情報(第13報)



郵外秘 取扱注意
送 報

36. 11. 11
(10.30 現在)

Handwritten signature or initials

韓国朴武長来日に伴う関係情報(第14報)



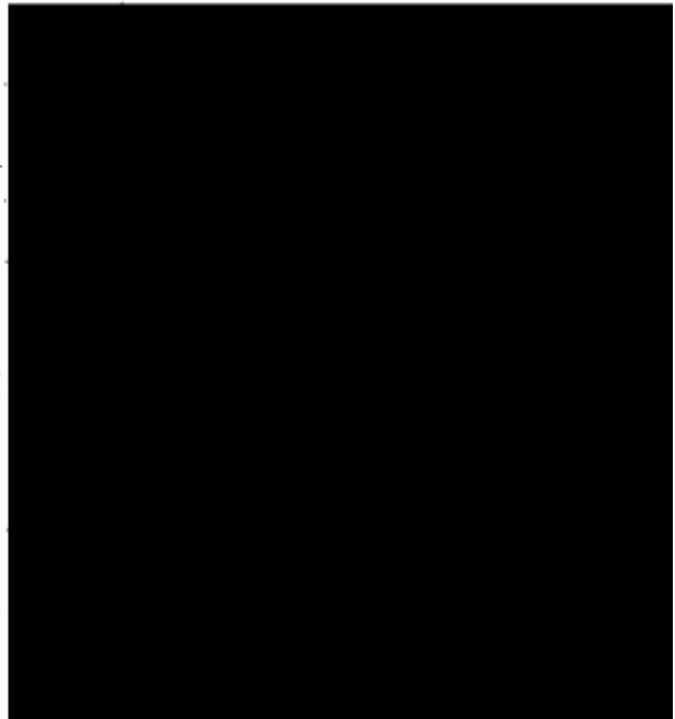
秘密指定解除

郵外秘 取扱注意
送 報

36. 11. 11
(11.00 現在)

警備局 保安局

韓国朴武長来日に伴う関係情報(第15報)



次頁不開示

4) 文書番号 1046,

P18

p25

p38

認りやうがよい。

(田中) 真南会誌、鉱山権のところと動の字要あり。小の同題を

(田) 同籍処過、鉱山権は認りもよい。

鉱山権は認り
やうがよい

▲ 経済上の増進、内国民待遇（平和條約二十一條、十二條）

5) 文書番号 1626, P8~9

終戦前から在留する韓国人に対し、平和條約の予想する以上の何等かの特惠的地位を要求して来る可能性がある